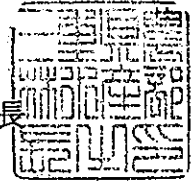


農林水第18-96号

平成31年4月15日

三重県獣医師会長様

三重県農林水産部長



獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

このことについて、平成31年4月5日付け30消安第6426号にて農林水産省消費・安全局長より通知がありましたので了知願います。

事務担当：畜産課

家畜衛生班 齋藤

TEL:059-224-2544

FAX:059-223-1120

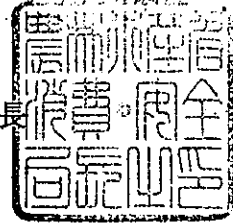


30 消安第 6426 号

平成 31 年 4 月 5 日

三重県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

平成 31 年 4 月 5 日付けで、別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成 31 年農林水産省令第 35 号）及び「獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する告示」（平成 31 年農林水産省告示第 678 号）が公布され、同日に施行されました。

今回の改正内容及び今後の予定は下記のとおりです。引き続き、陽電子断層撮影診療（以下「PET 検査」という。）における放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方をお願いします。

記

1 改正内容

(1) 飼育動物の退出基準（告示）の改正

これまでは、獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項に基づき農林水産大臣が定める飼育動物の退出基準（以下「退出基準」という。）には、犬、猫等を対象とした PET 検査等に用いるために放射性医薬品等として提供される放射性同位元素として、テクネチウム 99m、ふっ素 18 のみを定めていたところです。本改正により、犬、猫を対象とした PET 検査に用いるために診療施設内で製造される放射性同位元素として、現行のふっ素 18 に加え、炭素 11、窒素 13 及び酸素 15（以下「院内製造薬剤」という。）が、同基準に追加されました。

(2) 獣医療法施行規則（省令）の改正

院内製造薬剤を備えた場合にも、獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 11 号に基づき、診療施設の開設の届出（変更の届出も含む。）が必要となりました。

(別添)

○農林水産省告示第六百七十八号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十条の四第三項の規定に基づき、平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十八号（獣医療法施行規則第十条の四第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月五日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

飼育動物の種類		放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	(略)	(略)	(略)	(略)
犬及び猫	テクネチウム九十九m	(略)	(略)	(略)
	炭素十一	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから四時間以上経過していること。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから四時間以上経過していること。
	窒素十三	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。
	酸素十五	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。
	ふっ素十八	(略)	(略)	(略)

改正前

飼育動物の種類		放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	(略)	(略)	(略)	(略)
犬及び猫	テクネチウム九十九m	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	ふっ素十八	(略)	(略)	(略)

(別添)

○農林水産省令第三十五号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条前段の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月五日

農林水産大臣 吉川 貴盛

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(診療施設の開設の届出)
第一条 獣医療法(以下「法」という。)
第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、十 (略)

十一 医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)
第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)
である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療」という。)
に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。)
又は放射性同位元素であつて、陽電子断層撮影診療に用いるもの(同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物であるものを除く。以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。)
を備えた診療施設にあつては、次に掲げる事項

2
十二、十六 (略)

イ、ホ (略)

(診療施設の開設の届出)
第一条 獣医療法(以下「法」という。)
第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、十 (略)

十一 医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)
第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)
である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療」という。)
に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。)
又は放射性同位元素であつて、陽電子断層撮影診療に用いるもの(以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。)
を備えた診療施設にあつては、次に掲げる事項

2
十二、十六 (略)

イ、ホ (略)

(別添)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。